

# 第6期障がい福祉計画及び

## 第2期障がい児福祉計画

【令和3(2021)～5(2023)年度】

令和3年3月

延岡市

## 目次

---

第1章 計画の概要	1
1. 背景	
2. 基本理念	
3. 目的	
4. 計画の位置付け	
5. 計画期間	
第2章 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の評価	3
1. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	
2. 相談支援の提供体制の充実	
3. 障がい児支援の提供体制の拡充	
第3章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の推進目標	9
1. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	
2. 相談支援の提供体制の充実・強化等	
3. 障がい児支援の提供体制の整備等	
第4章 計画実施のための障害福祉サービス等の必要な量の見込み	14
1. 訪問系サービス	
2. 日中活動系サービス	
3. 居住系サービス	
4. 相談支援	
5. 障害児通所支援・障害児相談支援等	

## 第5章 計画実施のための地域生活支援事業等の必要な量の見込み . . . 33

1. 地域活動支援センター事業
2. 成年後見制度利用事業
3. 日常生活用具給付等事業
4. 盲人ホーム管理事業
5. 移動支援事業
6. 身体障がい者訪問入浴サービス事業
7. 日中一時支援事業
8. 意思疎通支援事業
9. 社会参加促進事業

## 第6章 関連施策と本市の取組 . . . 44

1. 障がい者等に対する虐待の防止
2. 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
3. 障がいを理由とする差別の解消の推進
4. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
6. 福祉施設から一般就労への移行等
7. 情報・コミュニケーションの推進
8. 防災・防犯対策の推進
9. 連携体制の構築
10. 「親亡き後等の問題」への対応に向けた取組

## 参考資料 . . . 52

1. 障がい福祉サービス等の体系図
2. 用語解説
3. 計画策定の経過
4. 延岡市障がい者プラン懇話会規則
5. 延岡市障がい者プラン懇話会委員名簿

### ◎ 「障がい」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語及び施設並びに団体の名称で「障害」と漢字表記されている場合を除き、ひらがなの「がい」を用いています。

《具体的な表記例》

- 「障がい者」… 障がいのある人のうち、18歳以上である者が対象の場合  
「障がい児」… 障がいのある人のうち、18歳未満である者が対象の場合  
「障がいのある人」… 障がい児・者どちらも対象の場合

# 第1章 計画の概要

## 1. 背景

本市においては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が施行されて以降、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みである市町村障害福祉計画について、これまで障がい福祉計画を5期にわたって、障がい児福祉計画を1期策定し、事業の実施に取り組んできたところです。

平成30年度に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「障害者総合支援法等一部改正法」という。）の施行がありました。これにより、「障害者の望む地域生活の支援」、「障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を行っていくことが求められています。

また、障がいのある人の周りを取り巻く課題は多様化しており、「親亡き後等の問題」解決など、障がいのある人はもとより家族の日常的に抱えている不安の解消については喫緊の課題であり、その情報を的確に得られる環境整備が必要となっています。

本計画は、国の基本指針をはじめ、本市の現状及び法の改正を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制に係る目標や必要見込量等について、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画として策定するものです。

## 2. 基本理念

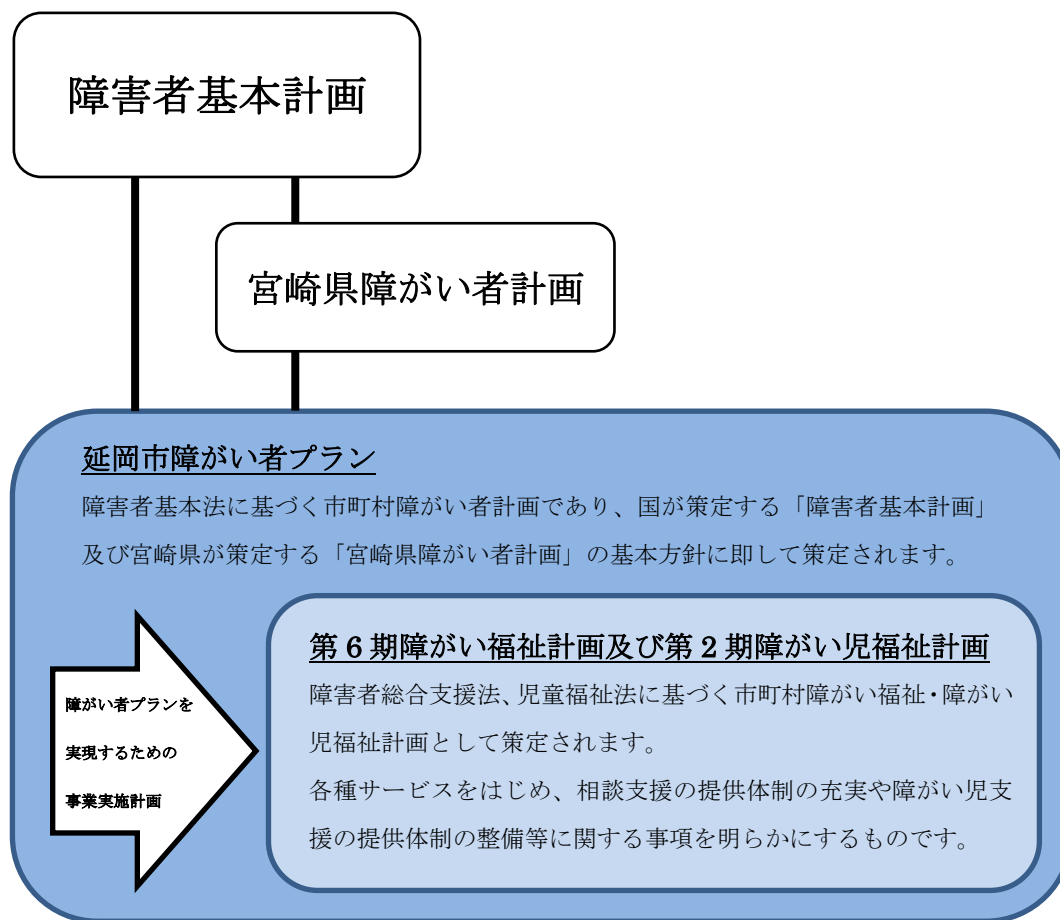
本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、令和2年3月に策定した「延岡市障がい者プラン」の基本理念を踏まえ、第3期から第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に掲げた『共に支えあうあたたかなまちづくり』を基本理念として引き継ぎ、計画の推進を図ります。

また、誰もが安心して暮らすことのできる住みよいまちづくりを目指し、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加を促進するための施策の推進を図ります。

## 3. 目的

本計画では、「延岡市障がい者プラン」に対する実施計画である第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（平成30年度から令和2年度）の実績と今後の課題を踏まえ、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるとともに、障害福祉サービス等の種類ごとに必要な量を見込むことで、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制の整備につなげることを目的とします。

## 4. 計画の位置付け



## 5. 計画期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。  
なお、今後の法制度の改正や社会情勢の変化によって、必要に応じて適宜、見直しを行います。

## 第2章 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の評価

### 1. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

#### (1) グループホーム（共同生活援助）等の充実

##### ① グループホーム

地域における居住の場としてグループホームの充実を図ることを目標として掲げており、令和2年度末のグループホーム数、利用者数の目標値をそれぞれ32か所、203人としていました。

令和元年度末時点では、市内にグループホーム数は28か所、利用者数が154人となっています。また、令和2年度末に新たに1か所開設される予定である等、支援体制が整いつつあります。障がい者の地域移行を進めていくため、今後ともサービス提供体制の拡充を図っていく必要があります。

##### ② 施設入所支援

施設から地域への移行の促進を図ることで、令和2年度末の施設入所者数を204人に減少させることを目標としていましたが、利用実績は平成29年度223人、平成30年218人、令和元年度224人となり、目標値を下回りました。これは、施設入所者の高齢化・障がいの重度化が進んでいることや単身で居宅生活ができないこと等が要因となり、施設入所者数が増加したものと推測されます。

今後は、地域生活への移行が可能な障がい者について積極的な移行を推進するため、基幹相談支援センターを中心に、サービス提供事業所及び関係機関等との協議・連携等を行っていく必要があります。

##### ③ 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援については、令和2年度末の利用者数を8人としていましたが、令和元年度末までの利用者数は2人であり、地域定着支援についても令和2年度末の利用者数を6人としていましたが、毎年度の利用者数は2～3人と増減は少なく、ほぼ横ばいの利用実績となっており、目標値を下回りました。

障がい者が安心して地域生活を送れる環境を整備するためには、地域移行支援・地域定着支援の活用や、地域で共に暮らす障がい者の理解の促進を図る必要があります。

今後は、本市における地域移行支援や地域定着支援の現状を踏まえ、基幹相談支援センターを中心に、利用促進に向けた課題共有や分析を行い、サービス提供事業所及び関係機関等とサービスの利用促進に向けた協議・連携等を行っていく必要があります。

## **(2) 地域生活支援拠点等の整備**

障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」については、令和2年度末までに整備を行うこととしており、それに基づき基幹相談支援センターを開設することで、地域生活支援拠点等の機能のうち、「相談（地域移行、親元からの自立等）」「専門性（人材の確保・養成、連携等）」が整備されます。その他の機能については、サービスの提供が可能な事業所等との協議や本市の現状を踏まえ、今後の整備方針について本計画の中で定めます。

## **2. 相談支援の提供体制の充実**

### **(1) 相談支援の提供体制の充実**

平成24年から障害福祉サービスを利用する全ての人を対象にサービス等利用計画の作成が義務づけられています。特定相談支援事業者については、令和元年度末時点で、16か所の事業所を指定しています。

相談支援の提供体制の充実については、延岡市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）の各部会において検討や協議を行っており、中でも相談部会においては、令和元年度に相談支援の課題等の報告書をまとめました。

相談支援においては、障がいの種別を超え、ライフステージに対応したあらゆる分野の相談に応じていくことが求められています。

今後は、基幹相談支援センター、自立支援協議会、地域の関係機関等と連携しながら、相談支援の質の向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。

### **(2) 協議会の充実・強化**

本市においては、障がいのある人への支援体制の整備を図るため、自立支援協議会の中で共有化された地域の課題解決に向け、自立支援協議会の下に、相談支援部会、暮らし支援部会、こども支援部会及び就労支援部会を設置し、具体的な事案等について協議を行っています。

第5期障がい福祉計画での代表的な取組としては、地域の障がい者へ地域生活での困りごとへのアンケート調査の実施、事例検討会の開催、就労支援やこども発達支援ガイドブックの検討・作成、本市における相談支援体制の在り方について協議・報告等を実施しました。

また、就労支援部会においては、障がい者就労施設等を利用する障がい者が、施設での活動で作成した物品を市役所庁内で販売するなど、障がいの理解促進及び普及啓発、利用者の工賃向上等に向けた取組を進めてきました。

さらに、自立支援協議会に当事者団体等の委員を加え、当事者のニーズを把握できるように自立支援協議会の拡充を行いました。

今後とも、自立支援協議会や各部会において、地域課題の共有や関係機関の連携を図り、障がい者が自立した生活をするために必要な支援体制の整備に向けた協議を進める必要があります。

### 3. 障がい児支援の提供体制の拡充

地域支援体制の充実や関係機関との連携、重度心身障がい児や医療的ケア児支援体制の充実及び事業所の確保等を目標に掲げていました。

地域支援体制の充実や関係機関との連携は、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、相談支援事業所等を中心に、障がいのあるなしに関わらず保育、保健医療、教育、就労支援の関係機関と連携が取れている状況にあるため、今後も連携体制の強化に努めます。

重度心身障がい児や医療的ケア児支援体制の充実及び事業所の確保等については、その具体的なサービスとなる児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所支援を提供できる事業所が各1事業所ずつのため、引き続き地域のニーズに合う十分な支援が行き届くよう、延岡市医療的ケア児等連絡会等の関係機関と連携・協議を行いながら、支援体制の構築及び充実を図っていく必要があります。



## ○訪問系サービス

種類	第5期目標値	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	5,970 時間	5,247 時間	4,999 時間	4,832 時間
行動援護 重度障害者等包括支援	230 人	230 人	220 人	227 人

## ○日中活動系サービス

種類	第5期目標値	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
生活介護	10,630 人日分	8,326 人日分	8,372 人日分	8,272 人日分
	516 人	453 人	458 人	457 人
自立訓練（機能訓練）	69 人日分	23 人日分	92 人日分	92 人日分
	3 人	1 人	4 人	4 人
自立訓練（生活訓練）	559 人日分	305 人日分	221 人日分	203 人日分
	42 人	27 人	19 人	14 人
就労移行支援	781 人日分	470 人日分	476 人日分	350 人日分
	42 人	24 人	25 人	20 人
就労継続支援A型	2,035 人日分	565 人日分	629 人日分	675 人日分
	96 人	29 人	33 人	35 人
就労継続支援B型	5,875 人日分	4,651 人日分	4,946 人日分	5,211 人日分
	306 人	263 人	282 人	300 人
就労定着支援	11 人	0 人	0 人	1 人
療養介護	25 人	22 人	23 人	25 人
短期入所（福祉型）	546 人日分	433 人日分	420 人日分	399 人日分
	78 人	74 人	74 人	68 人
短期入所（医療型）	10 人日分	6 人日分	5 人日分	6 人日分
	3 人	3 人	1 人	2 人

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 人＝月間の利用人員数

### ○居住系サービス

種類	第5期目標値	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
自立生活援助	10 人	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	203 人	145 人	145 人	154 人
施設入所支援	204 人	223 人	218 人	224 人

### ○相談支援

種類	第5期目標値	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画相談支援	277 人	170 人	168 人	245 人
地域移行支援	8 人	1 人	0 人	1 人
地域定着支援	6 人	3 人	2 人	2 人

### ○障害児通所支援・障害児相談支援等

種類	第5期目標値	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
児童発達支援	2,016 人日分	1,930 人日分	1,890 人日分	1,648 人日分
	112 人	117 人	122 人	103 人
医療型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	3,150 人日分	2,898 人日分	3,222 人日分	3,546 人日分
	225 人	187 人	222 人	235 人
保育所等訪問支援	44 人日分	8 人日分	10 人日分	5 人日分
	22 人	4 人	5 人	2.5 人
居宅訪問型児童発達支援	16 人日分	5 人日分	6 人日分	3 人日分
	4 人	2 人	2 人	1 人
障害児相談支援	94 人	67 人	81 人	108 人
コーディネーターの配置	1 人	0 人	0 人	0 人

※ 人日分 = (月間の利用人員数) × (1人1月当たりの平均利用日数)

※ 人 = 月間の利用人員数

○地域生活支援事業等

種類		第5期目標値	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
地域活動支援センターⅠ型事業	実利用者数	31人	215人	209人	189人
	延利用者数	－人	8,874人	9,268人	9,724人
	相談件数	2,219件	2,540件	2,455件	2,873件
地域活動支援センターⅢ型事業	実利用者数	28人	31人	31人	31人
	延利用者数	－人	5,152人	4,858人	4,921人
成年後見制度利用事業	申立て件数	13件	3件	5件	2件
	報酬助成	12件	9件	7件	13件
日常生活用具給付等事業	給付件数	2,722件	2,662件	2,849件	3,045件
盲人ホーム管理事業	実利用者数	3人	3人	3人	3人
	延利用者数	325人	247人	236人	309人
障がい者等移動支援事業	延利用時間	3419時間	3,272時間	3,308時間	3,363時間
	実利用者数	31人	35人	29人	31人
	延利用者数	－人	316人	299人	292人
身体障がい者訪問入浴サービス事業	実利用者数	4人	6人	6人	4人
	延利用者数	384人	323人	343人	438人
日中一時支援事業	実利用者数	148人	193人	207人	211人
	延利用者数	967人	1,109人	1,048人	1,164人
手話奉仕員派遣事業、 要約筆記奉仕員派遣事業	延利用時間	600時間	727時間	741時間	703時間
	実利用者数	45人	34人	42人	37人
	延利用者数	212人	280人	247人	232人
手話奉仕員養成事業	認定者数	22人	32人	34人	15人
	参加者数	46人	45人	51人	42人
点字・声の広報発行事業	発行部数	686件	741件	741件	617件
点訳・朗読奉仕員養成研修	点訳認定者	7人	3人	3人	6人
	参加者数	7人	7人	7人	11人
	朗読認定者	9人	6人	6人	5人
	参加者数	9人	12人	12人	14人
重度身体障がい者移動支援事業	延時間数	351時間	484時間	553時間	489時間
	実利用者数	26人	25人	30人	30人
	延利用者数	135人	151人	174人	157人

## 第3章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の推進目標

### 1. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

#### (1) グループホーム等の充実

障がい者が地域の一員として安心して自分らしく生活できる社会の実現に向けて、地域における居住環境及び生活環境の一層の整備や、社会参加を促進するための支援を行うこと等が求められています。

そのため、本市においては、入所施設や病院から地域生活への移行に向け、支援を行う事業者等と連携を図りながら、地域移行支援、地域定着支援等、障害福祉サービスの適正な支給を図っていくとともに、居住の場であるグループホームの整備促進を図ります。

グループホームについては、親の高齢化に伴う「親亡き後」を見据えた将来的な入居希望や地域移行の受け皿として、今後も利用者数の増加が見込まれます。本市においては、年々、サービス提供事業所数も増加していますが、まだまだ足りていない現状があります。そのため、利用を希望する全ての障がい者が地域で安心して生活ができるよう、令和5(2023)年度末のグループホーム数、利用者数の目標値をそれぞれ、35か所、182人とします。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
グループホーム数	28 か所	31 か所	33 か所	35 か所
利用者数	154 人	168 人	175 人	182 人

## (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域には、障がいのある人を支える様々な資源が存在していますが、これらの社会資源の活用及びコーディネートが十分に行えていない状況があります。そこで、今後予測される障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活できるよう、緊急時に相談・対応ができる体制として、各圏域に地域生活支援拠点等を整備することが求められています。

この地域生活支援拠点等は、居住支援のための機能として、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）を基本に地域の実情やニーズに応じて整備する必要があります。

本市においては、令和2年度末に基幹相談支援センターを開設することで、地域生活支援拠点等の機能のうち、①相談、④専門性が整備されます。

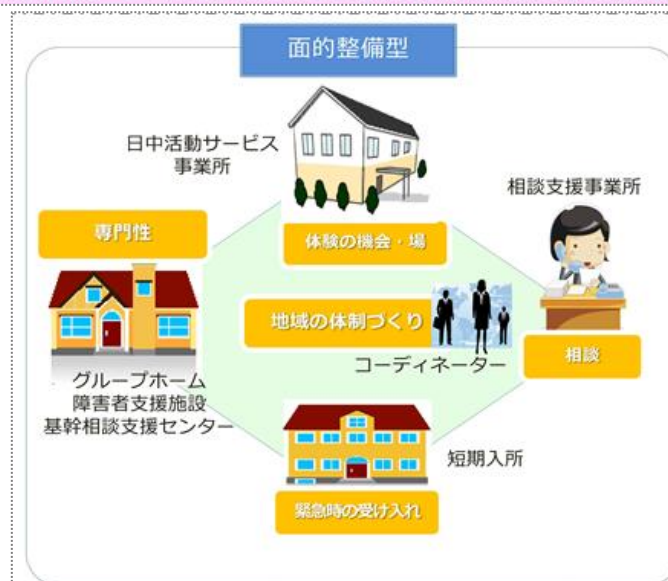
その他の機能については、令和5年度末までに、地域における複数の機関が機能を分担して支援を行う面的な体制の整備を行います。整備に向けては、サービスの提供が可能な事業所等との協議や本市の現状を踏まえ、自立支援協議会等において、地域分析や課題の把握を行うとともに、具体的な整備方針の検討を行います。

### 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



※厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課作成の「行政説明資料～地域生活支援拠点等について～（平成28年12月12日）」より抜粋

## 2. 相談支援の提供体制の充実・強化等

### (1) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。さらに、障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつながるよう支援を行うことも重要です。そのため、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の支援を総合的に行う相談支援事業者等の資質向上及び機能強化を図ります。

特定相談支援事業者については、令和元年度末時点で、16か所の事業所を指定しています。しかし、障がいのある人及びその家族からの相談件数は増加し、ニーズも多様化しており、障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、相談支援体制の更なる整備が求められることから、関係機関等との協議・連携等を行い、提供サービスの充実を図る必要があります。

本市としては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを令和2年度末に設置し、相談支援に関する指導的役割を担う人材を計画的に確保します。

今後は、基幹相談支援センターと連携し、その機能を有効活用しながら、総合的・専門的な相談支援、相談支援事業者の人材育成、関係機関等との連携強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止の取組等、相談支援体制の充実を図ることを目指します。

### (2) 協議会の充実・強化

本市においては、自立支援協議会の中で共有化された地域の課題解決に向け、自立支援協議会の下に、相談支援部会、暮らし支援部会、こども支援部会及び就労支援部会を設置し、具体的な事案等について協議を行っています。

今後とも、自立支援協議会や各部会において、地域課題の共有や関係機関の連携を図り、障がいのある人が自立した生活をするために必要な支援体制の整備に向けた協議を行うことで、相談支援体制の充実を図っていきます。具体的には、各部会における研修等により、支援者の知識や支援技術の向上を図るほか、宮崎県障害者施策推進協議会や基幹相談支援センター等とも連携を行っていきます。

また、以前から就労支援部会において開催している「就労支援アンテナショップ（ご延 DE マルシェ）」については、より多くの市民に知っていただき、利用者の工賃向上や障がいの理解促進及び普及啓発等を目指します。

さらに、自立支援協議会においては、各部会で実施しているアンケート調査や事例検討会の内容を踏まえ、当事者のニーズを反映するための検討・協議を進めていきます。

### (3) サービスの質の向上を図るための体制の構築

障害福祉サービスの多様化に伴い、多くの事業者が参入しています。利用者が真に求めるサービス等の提供が行われるためには、サービスの質の向上が欠かせません。

障害福祉サービス事業者等に向けた各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる障害福祉サービス報酬の審査結果の分析・共有等、また指導監査結果の関係市町村との共有により、障害福祉サービスの質の向上に取り組みます。

### 3. 障がい児支援の提供体制の整備等

#### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては令和元年度末時点で2か所、また保育所等訪問支援については3か所（うち市外事業所1か所）の事業所がサービスを提供できる状況にあります。児童発達支援センターは、その専門的機能を活かし、地域で生活している障がい児等やその家族からの相談に応じるほか、障がい児等を受け入れている保育所等への専門的な支援等を強化し就学へのつなぎの支援や、特別支援学校と連携した学齢期の支援、また就労支援等と連携した学校卒業を見据えた支援を適切に行うこと、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の充実を図ります。

#### (2) 難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築

難聴児支援にあたっては、ライフステージに沿って関係者間のスムーズな連携や関与が重要です。新生児聴覚検査や乳幼児健診等での要支援児の早期把握や、健診を通しての保護者の気づき、また保育所や特別支援学校、児童発達支援センター等と緊密な連携のなかできめ細やかな支援を行えるように、保健医療、保育、教育等との連携体制の構築に努めます。

#### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援については令和元年度末時点で1か所、また放課後等デイサービスについては2か所の事業所がサービスを提供できる状況です。しかし、受入れ可能な定員や施設の整備体制等の課題もあるため、その人数やニーズを把握し、施設の人員や支援体制の充実、新たに対応できる事業所の確保等に努めます。

#### (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

近年医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な障がい児が増加しています。そのため、医療的ケアが必要な障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができ、またその家族を地域で支えられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場として、延岡市医療的ケア児等連絡会を平成30年度に設置しました。今後は、延岡市医療的ケア児等連絡会を中心に、支援の調整をするコーディネーターの配置をすることで、より一層充実した総合的な支援体制の構築に努めます。

さらに、在宅の医療的ケア児支援として、令和3年度から延岡共立病院のご協力の下、短期入所（医療型）が市内に初めて設置されることも踏まえ、利用を希望する家族に向けた広報活動の充実を図るとともに、さらなる支援体制の拡充に向けて、関係機関との連携に努めます。



## 第4章 計画実施のための障害福祉サービス等の必要な量の見込み

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保や推進のための取り組みを行うため、障害福祉サービス等の種類ごとに必要な量を見込みます。

### 1. 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

障がい者が地域で自立した生活をしていくためには必要不可欠なサービスであり、年々、利用実績が増加傾向にあります。指定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画により、必要なサービス量を把握し、適切なサービスの提供を行います。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用時間	2,994 時間	3,528 時間	3,708 時間	3,888 時間
実利用者数	178 人	196 人	206 人	216 人

#### (2) 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度の障がいのある人について、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

毎年度の利用者数に増減はないものの、入所等から地域生活への移行が求められる中では重要なサービスです。利用者のニーズに対応していくために、サービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用時間	980 時間	991 時間	991 時間	991 時間
実利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人

### (3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人について、外出時において、当該対象者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他当該対象者が外出する際の必要な援助を行います。

毎年度の利用者数に大きな増減はないものの、利用者が地域生活を行ううえで、必要なサービスであり、今後ともサービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

また、指定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画により、必要なサービス量を把握し、適切なサービスの提供を行います。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用時間	857 時間	893 時間	893 時間	893 時間
実利用者数	46 人	48 人	48 人	48 人

### (4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する者について、当該対象者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他当該対象者が行動する際の必要な援助を行います。

令和元年度末時点で、市内にサービス提供事業所はなく、支給決定もない状態ですが、本サービスの対象となる障がいのある人が地域で生活していくために必要なサービスです。そのため、基幹相談支援センターや訪問系サービス提供事業所との協議・連携等により地域のニーズを把握し、ニーズに応じて社会資源の改善に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用時間	- 時間	- 時間	- 時間	- 時間
実利用者数	- 人	- 人	- 人	- 人

#### (5) 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がいのある人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

令和元年度末時点で、市内にサービス提供事業所はなく、支給決定もない状態ですが、本サービスの対象となる障がいのある人が地域で生活していくために必要なサービスです。そのため、基幹相談支援センターや訪問系サービス提供事業所との協議・連携等により地域のニーズを把握し、ニーズに応じて社会資源の改善に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用時間	- 時間	- 時間	- 時間	- 時間
実利用者数	- 人	- 人	- 人	- 人

## 2. 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

常時介護を必要とする障がい者について、日中において、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

障がい者の日中活動の場として重要なサービスであり、年々、利用者数が増加しています。利用者の新たなニーズに対応できるよう今後ともサービス提供事業所との連携を図ります。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	8,272 人日分	8,522 人日分	8,778 人日分	9,129 人日分
実利用者数	457 人	471 人	485 人	504 人

### (2) 自立訓練（機能訓練）

一定の支援が必要な障がい者について、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行います。

令和元年度末時点で、市内にサービス提供事業所はなく、利用を希望する障がい者は、市外の事業所を利用しています。そのため、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、関係施設や医療機関との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	92 人日分	92 人日分	92 人日分	92 人日分
実利用者数	4 人	4 人	4 人	4 人

### (3) 自立訓練（生活訓練）

一定の支援を必要とする障がい者について、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

令和元年度末時点で、サービス提供事業所は市内に2か所あります。障がい者の地域移行を支援するうえで重要なサービスであり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	203 人日分	203 人日分	218 人日分	232 人日分
実利用者数	14 人	14 人	15 人	16 人

#### (4) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる者について、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

障がい者の就労を支援するために重要なサービスであり、今後も利用者数の増加が見込まれます。サービス提供事業所と効果的なサービス実施方法等を協議しながら、一般就労への移行が促進されるよう努めます。

	令和元年度 (2019 年度) 実績	第 6 期目標		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
延利用日数	350 人日分	370 人日分	440 人日分	493 人日分
実利用者数	20 人	21 人	25 人	28 人

#### (5) 就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な障がい者について、雇用契約に基づく就労の機会を提供すると共に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス提供事業所は、市内に 3 か所あります。障がい者の就労を支援するために重要なサービスであり、今後も利用希望者の増加が見込まれます。サービス提供事業所数がまだまだ足りていない現状もあるため、今後とも希望者のニーズに対応できるよう県やサービス提供事業所と連携を図ります。

	令和元年度 (2019 年度) 実績	第 6 期目標		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
延利用日数	675 人日分	1,229 人日分	1,346 人日分	1,482 人日分
実利用者数	35 人	63 人	69 人	76 人

#### (6) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な障がい者について、雇用契約を結ばない形での就労や生産活動の機会を提供すると共に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス提供事業所は、市内に 13 か所あります。一般就労が困難な障がい者の就労の機会を確保するために重要なサービスであり、今後も利用者数の増加が見込まれます。利用者のニーズに応じたサービス提供ができるようサービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	5,211 人日分	6,405 人日分	7,105 人日分	7,893 人日分
実利用者数	300 人	366 人	406 人	451 人

#### (7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

利用者が一般就労を続けていけるようサービス提供事業所や就労先の企業等との協議や連絡調整を行います。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	1 人	13 人	13 人	13 人

### (8) 療養介護

常時介護を要する障がい者について、主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

毎年度の利用者数に増減はありません。令和元年度末時点で、市内にサービス提供事業所はなく、利用を希望する障がい者については、市外の事業所を利用しています。そのため、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう医療機関等との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	25 人	26 人	26 人	26 人

### (9) 短期入所（福祉型）

居宅において介護を行う者の疾病、その他の理由により、障がい者支援施設等に短期間の入所を必要とする障がいのある人について、当該施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行います。

介護を行う者の高齢化に伴い、ニーズが増加しています。利用者支援のため、また、利用者の家族の負担を軽減するためにも重要なサービスであり、今後ともサービスの充実を図り、サービス提供事業所等と協力・連携しながら柔軟な対応ができるよう体制整備に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	399 人日分	434 人日分	504 人日分	504 人日分
実利用者数	68 人	62 人	72 人	72 人



#### (10) 短期入所（医療型）

居宅において介護を行う者の疾病、その他の理由により、医療機関等に短期間の入所を必要とする医療的管理が必要な障がいのある人について、当該施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行います。

令和元年度末時点で、市内にサービス提供事業所はなく、利用を希望する障がいのある人については、市外の事業所を利用しています。

なお、令和3年度には、県北で初めて、市内の医療機関内に開設される予定となっています。今後とも、利用者のニーズに応じたサービス提供ができるよう、関係機関等との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	6 人日分	6 人日分	10 人日分	10 人日分
実利用者数	2 人	2 人	3 人	3 人

### 3. 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が賃貸住宅等で1人暮らしを始めた場合に、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活上の問題が発生していないか確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

利用者が地域で自立した生活をしていけるようサービス提供事業所との協議や連絡調整を行います。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	－ 人	5 人	8 人	11 人

#### (2) 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者について、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等日常生活上の援助を行います。

障がい者が地域で自立した生活をしていくため、居住の場の確保は非常に重要であり、年々、サービス提供事業所数も増加しています。

障がい者の地域移行を進めていくなかで、今後も利用者数の増加が見込まれるため、関係施設等と協議しながらサービス提供体制の拡充に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	154 人	168 人	175 人	182 人

### (3) 施設入所支援

施設に入所する障がい者について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

市内のグループホーム等は増加してきたものの、入所者の地域移行はそれほど進んでいない現状があるため、今後は施設への入所を必要とする障がい者に対し利用者のニーズに応じたサービス提供を行うために、基幹相談支援センターを中心に、サービス提供事業所及び関係機関等との協議・連携等に努めるとともに、地域生活への移行が可能な障がい者について積極的な移行を進めていきます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	224 人	222 人	221 人	220 人

## 4. 相談支援

### (1) 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業者について、令和元年度末時点で、16 か所の事業所を指定しています。障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、今後も計画相談支援の需要は増加していくことが見込まれます。基幹相談支援センターと協議しながら相談支援事業者の人材育成に努めるとともに、その他の関係機関との連携強化の取組等を行うことで、相談支援体制の充実を図り、提供サービスの質の向上に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	245 人	286 人	309 人	334 人

### (2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

障害者支援施設及び精神科病院等から地域生活への移行が求められる中では重要なサービスです。利用者のニーズに対応していくために、基幹相談支援センターを中心に、サービス提供事業所及び関係機関等との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	1 人	5 人	7 人	8 人

### (3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談その他必要な支援を行います。

ここ数年、利用者数がほぼ横ばいではありますが、障がい者の安定した地域生活を確保するために必要なサービスです。利用者のニーズに対応していくために、基幹相談支援センターを中心に、サービス提供事業所及び関係機関等との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	2 人	3 人	4 人	5 人

## 5. 障害児通所支援・障害児相談支援等

### (1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

令和元年度末時点で、5か所の事業所（うち市外事業所1か所含む）でサービスの提供をしています。今後も多様化している障がい児の状態やその家庭の状況に対応するため、サービス提供事業所の支援内容の充実やスキルの向上、また他の関係機関との連携を含め、利用児の実情やニーズに沿った支援が行える体制の整備に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	1,648 人日分	1,680 人日分	1,712 人日分	1,744 人日分
実利用者数	103 人	105 人	107 人	109 人

### (2) 医療型児童発達支援

医療的管理下のもと日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援や治療を行います。

令和元年度末時点で、市内には利用できる医療機関等がなく、支給決定もない状態です。今後とも延岡市医療的ケア児等連絡会での協議、また、医療機関や関係機関等と連携を図りながら検討していきます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	- 人日分	- 人日分	- 人日分	- 人日分
実利用者数	- 人	- 人	- 人	- 人

### (3) 放課後等デイサービス

生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

令和元年度末時点で、14 か所の事業所でサービスの提供をしています。今後とも多様化している障がい児等やその家庭の状況への適切な支援のため、サービス提供事業所の支援の内容の充実やスキルの向上、また学校を含めた他の関係機関との連携や利用者の実情・ニーズに沿った一体的な支援が行えるよう体制整備に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	3,546 人日分	4,000 人日分	4,240 人日分	4,496 人日分
実利用者数	235 人	250 人	265 人	281 人

### (4) 保育所等訪問支援

障がい児等以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

令和元年度末時点で、3 か所の事業所（うち市外事業所1か所含む）でサービスの提供をしています。今後とも訪問先の保育所等や学校との連携及び後方支援としての役割の一層の充実のため、サービスの周知や体制整備に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	5 人日分	8 人日分	10 人日分	12 人日分
実利用者数	3 人	4 人	5 人	6 人

#### (5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により、外出が困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

本市においては、同様の事業として独自に行っている、延岡市障がい児療育強化事業において、重度の障がい等で外出が困難な障がい児等に対して訪問療育を行っています。今後とも訪問療育のスキルや経験のある事業所と実施に向けて協力と連携を行い、サービスの提供の実現に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用日数	3 人日分	6 人日分	9 人日分	12 人日分
実利用者数	1 人	2 人	3 人	4 人

#### (6) 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児及びその家族の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

令和元年度末時点で、13か所の事業所（うち市外事業所1か所）でサービスの提供をしていますが、年々サービス利用者が増えており、相談支援専門員の負担も大きくなっています。今後とも相談支援専門員一人あたりの利用者数の調整や資質の向上を目指し、利用者の実情やニーズに沿った支援が行えるよう体制整備に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	108 人	128 人	138 人	148 人



**(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**

人工呼吸器の装着及びその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援や総合的な調整を行います。

医療的ケア児等に対する支援や総合的な調整については、現状として、相談支援専門員がその役割を担っています。今後は、平成 30 年度から行っている延岡市医療的ケア児等連絡会を中心に、コーディネーターの配置等について検討していきます。

	令和元年度 (2019 年度) 実績	第 6 期目標		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
コーディネーターの 配置人数	－ 人	2 人	3 人	4 人

○障害福祉サービス等の必要な量の見込み一覧（再掲）

1. 訪問系サービス

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	4,831 時間	5,412 時間	5,592 時間	5,772 時間
	227 人	247 人	257 人	267 人

2. 日中活動系サービス

種類	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	8,272 人日分	8,522 人日分	8,778 人日分	9,129 人日分
	457 人	471 人	485 人	504 人
自立訓練（機能訓練）	92 人日分	92 人日分	92 人日分	92 人日分
	4 人	4 人	4 人	4 人
自立訓練（生活訓練）	203 人日分	203 人日分	218 人日分	232 人日分
	14 人	14 人	15 人	16 人
就労移行支援	350 人日分	370 人日分	440 人日分	493 人日分
	20 人	21 人	25 人	28 人
就労継続支援A型	675 人日分	1,229 人日分	1,346 人日分	1,482 人日分
	35 人	63 人	69 人	76 人
就労継続支援B型	5,211 人日分	6,405 人日分	7,105 人日分	7,893 人日分
	300 人	366 人	406 人	451 人
就労定着支援	1 人	13 人	13 人	13 人
療養介護	25 人	26 人	26 人	26 人
短期入所（福祉型）	399 人日分	434 人日分	504 人日分	504 人日分
	68 人	62 人	72 人	72 人
短期入所（医療型）	6 人日分	6 人日分	10 人日分	10 人日分
	2 人	2 人	3 人	3 人

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 人＝月間の利用人員数

### 3. 居住系サービス

種類	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	－ 人	5 人	8 人	11 人
共同生活援助	154 人	168 人	175 人	182 人
施設入所支援	224 人	222 人	221 人	220 人

### 4. 相談支援

種類	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	245 人	286 人	309 人	334 人
地域移行支援	1 人	5 人	7 人	8 人
地域定着支援	2 人	3 人	4 人	5 人

### 5. 障害児通所支援・障害児相談支援等

種類	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	1,648 人日分	1,680 人日分	1,712 人日分	1,744 人日分
	103 人	105 人	107 人	109 人
医療型児童発達支援	－ 人日分	－ 人日分	－ 人日分	－ 人日分
	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人
放課後等デイサービス	3,546 人日分	4,000 人日分	4,240 人日分	4,496 人日分
	235 人	250 人	265 人	281 人
保育所等訪問支援	5 人日分	8 人日分	10 人日分	12 人日分
	3 人	4 人	5 人	6 人
居宅訪問型児童発達支援	3 人日分	6 人日分	9 人日分	12 人日分
	1 人	2 人	3 人	4 人
計画相談支援	108 人	128 人	138 人	148 人
コーディネーターの 配置人数	－ 人	2 人	3 人	4 人

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 人＝月間の利用人員数

## 第5章 計画実施のための地域生活支援事業等の必要な量の見込み

地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援事業等について、市内における障がいのある人のニーズを踏まえ、必要な量を見込みます。

### 1. 地域活動支援センター事業

#### (1) 地域活動支援センター I 型事業

在宅の障がいのある人について、サロン活動等、日中活動の場の提供や精神保健福祉士等の専門職員による相談支援、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化や調整を行います。また、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等を行います。

当該事業は、職員体制基準を満たし、実施可能な医療法人建悠会に委託し、「延岡市地域活動支援センターみなと」として開設しています。今後とも利用者のニーズに対応していくために、委託法人との協議・連携等に努めるとともに、専門的な相談支援を要する困難ケースへの対応やボランティアの育成等、事業の充実を図ります。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	189 人	204 人	204 人	204 人
延利用者数	9,724 人	9,289 人	9,289 人	9,289 人
相談件数	2,873 件	2,623 件	2,623 件	2,623 件
実績 (令和3年度以降は見込)	18,000 千円	18,000 千円	18,000 千円	18,000 千円

## (2) 地域活動支援センターⅢ型事業

在宅の障がい者について、自立や社会参加を目的として、創作的活動・生産活動の機会・日中活動の場の提供等を行います。

平成 29 年度末に事業所の統合があり、平成 30 年度より、市内には、芽ばかり作業所、延岡市もちの木福祉作業所の 2 か所の作業所があります。

日中活動系サービス事業所は増加しているものの、当該事業の利用者数はほぼ横ばいで推移しており、日中活動系サービスへの適応が難しい障がい者の日中活動の場として、重要なサービスです。今後とも利用状況の把握を行いながら、サービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019 年度) 実績	第 6 期目標		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
実利用者数	31 人	31 人	31 人	31 人
延利用者数	4,921 人	4,977 人	4,977 人	4,977 人
実績 (令和 3 年度以降は見込)	11,036 千円	11,036 千円	11,036 千円	11,036 千円

## 2. 成年後見制度利用事業

### (1) 成年後見制度利用事業

成年後見等の利用が適当と判断されるが、申立を行う親族の不在等により利用が困難な知的障がい者及び精神障がい者について、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、市長による成年後見等の審判請求を行います。加えて、市長による成年後見等の審判請求を行った者のうち、経済的困窮により審判の申立費用を支弁することが困難な者に対しその費用の助成を行います。また、成年後見等を既に利用している被後見人等のうち、経済的困窮により成年後見人等に報酬を支払うことができない者に対し、報酬の全部又は一部を助成します。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行及び障害者権利条約の批准により、障がい者に対する権利擁護意識の高まりから、当該制度の周知が進み、利用者が年々増加しています。

今後とも市長による成年後見人等の審判請求を行うことにより、適切な財産管理や身上監護を通じて、障がい者の生命、身体、財産を保護していきます。また、成年後見人等に対する報酬の助成を行うことにより、成年後見人等の受任者確保を図ります。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
申立て件数	2 件	8 件	8 件	8 件
報酬助成件数	13 件	15 件	15 件	15 件
実績 (令和3年度以降は見込)	1,926 千円	3,600 千円	3,600 千円	3,600 千円

### 3. 日常生活用具給付等事業

#### (1) 日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人について、日常生活を円滑に送るために必要な用具の給付を行うことで、障がいにより生じる日常生活上の負担の軽減を図ります。

今後とも利用者や用具の取扱業者と連携を図るとともに、他自治体の導入事例等を考慮しながら、用具の種類、適正価格の把握に努め、種目や基準額、耐用年数の見直し等について検討していきます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
給付件数	3,045 件	2,884 件	2,884 件	2,884 件
実績 (令和3年度以降は見込)	33,965 千円	31,873 千円	31,873 千円	31,873 千円

### 4. 盲人ホーム管理事業

#### (1) 盲人ホーム管理事業

あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障がい者のうち、自立や雇用されることが困難な者について、自立更生を図るため、必要な技術指導や生活相談を行います。

適切な事業運営が可能な一般財団法人延岡愛盲協会に委託して行います。

今後とも地域に根ざした視覚障がい者の拠点として、自立更生を支援していきます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	3 人	4 人	4 人	4 人
延利用者数	340 人	400 人	400 人	400 人
実績 (令和3年度以降は見込)	3,364 千円	3,364 千円	3,364 千円	3,364 千円

## 5. 移動支援事業

### (1) 障がい者等移動支援事業

日常生活を営む上で外出が困難な在宅の障がいのある人について、移動支援従事者を派遣し、移動の支援及びその他当該対象者が外出する際の必要な支援を行います。

この事業は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託しており、令和元年度末時点で、9か所の事業所と契約しています。

毎年度の利用者数に大きな増減はないものの、利用者が地域生活を行ううえで、必要なサービスであり、今後ともサービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用時間数	3,363 時間	3,336 時間	3,336 時間	3,336 時間
実利用者数	31 人	32 人	32 人	32 人
延利用者数	292 人	296 人	296 人	296 人
実績 (令和3年度以降は見込)	7,697 千円	7,463 千円	7,463 千円	7,463 千円



## 6. 身体障がい者訪問入浴サービス事業

### (1) 身体障がい者訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障がい者等について、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

この事業は、看護師又は准看護師による入浴サービスの提供が可能な社会福祉法人、民間事業者に委託しており、令和元年度末時点で、1か所の事業所と契約しています。

障害福祉サービスが充実し、重度の身体障がい者等が入浴する設備を備えた事業所が開設され、通所により入浴を行う者が増加したこと及び利用者の一部が介護保険へ移行したことにより、利用実績は減少しました。しかし、事業所への通所や自宅内の入浴設備を用いての入浴が困難となった場合等において、本サービスの利用が必要不可欠となります。今後とも利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	4 人	4 人	4 人	4 人
延利用者数	438 人	576 人	576 人	576 人
実績 (令和3年度以降は見込)	5,437 千円	7,200 千円	7,200 千円	7,200 千円

## 7. 日中一時支援事業

### (1) 日中一時支援事業

障がい者のある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、当該対象者に、日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

この事業は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託しており、令和元年度末時点で、34か所の事業所と契約をしています。

毎年度の登録者数は増加傾向にあり、利用者の支援や家族の負担を軽減するうえで重要なサービスであるため、今後とも利用状況の把握を行い、ニーズに応じたサービスが提供できるよう委託事業者との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	211 人	221 人	226 人	232 人
延利用者数	1,164 人	1,222 人	1,251 人	1,280 人
実績 (令和3年度以降は見込)	14,116 千円	14,822 千円	15,175 千円	15,528 千円

## 8. 意思疎通支援事業

### (1) 手話奉仕員派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障がい者について、手話奉仕員又は要約筆記奉仕員を派遣し、日常生活上のコミュニケーション支援及び交流活動の促進を図ります。

延岡市聴覚障害者協会に委託し、奉仕員の派遣を行っています。今後とも聴覚障がい者等の社会参加を促進するため、委託先と連携し、奉仕員の確保や広報活動の充実を図り、利用促進に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用時間数	703 時間	723 時間	723 時間	723 時間
実利用者数	37 人	37 人	37 人	37 人
延利用者数	232 人	249 人	249 人	249 人
実績 (令和3年度以降は見込)	1,081 千円	1,157 千円	1,157 千円	1,157 千円

### (2) 障がい者コミュニケーション手段理解促進事業

令和2年7月に「延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」が施行されたことに伴い、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解や利用促進を図ります。

延岡市聴覚障害者協会に委託し、手話等の普及や利用促進を図ろうとする企業・学校・団体等が実施する勉強会や講演会等に手話通訳者等の派遣を行うことや、多様なコミュニケーション手段の理解促進を図るため、広報活動の充実を図り、利用促進に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用時間数	- 時間	300 時間	300 時間	300 時間
利用回数	- 回	200 回	200 回	200 回
実績 (令和3年度以降は見込)	- 千円	552 千円	552 千円	552 千円

## 9. 社会参加促進事業

### (1) 手話奉仕員養成事業

聴覚障がい者等について、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することで、コミュニケーション支援や自立生活の促進を図ります。

本市では、養成を行うための専門的な人材の確保及び手話奉仕員として適当と認める者の判断が困難なため、県に代行実施を依頼しています。

今後とも県や関係団体と連携し、聴覚障がい者等のコミュニケーション支援、交流活動の促進を図ります。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定者数	15 人	28 人	29 人	30 人
参加者数	51 人	47 人	48 人	49 人
実績 (令和3年度以降は見込)	150 千円	150 千円	150 千円	150 千円

### (2) 点字・声の広報発行事業

視覚障がい者等について、「広報のべおか」や国民年金等の各種制度の案内の点訳文書や音訳テープの製作を行い、日常生活上の情報提供支援を行います。

事業を実施可能な一般財団法人延岡愛盲協会に委託して行います。

今後とも利用者ニーズに応じたサービス提供ができるよう委託法人との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
発行部数	617 件	700 件	700 件	700 件
実績 (令和3年度以降は見込)	840 千円	840 千円	840 千円	840 千円

### (3) 点訳・朗読奉仕員養成研修

視覚障がい者等について、点訳奉仕員又は朗読奉仕員を養成することで、コミュニケーション支援や交流活動の促進を図ります。

事業を実施可能な一般財団法人延岡愛盲協会に委託して行います。

今後とも委託法人と連携し、視覚障がい者等のコミュニケーション支援、交流活動の促進を図ります。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
点訳認定者数	6 人	10 人	11 人	12 人
参加者数	11 人	10 人	11 人	12 人
朗読認定者数	5 人	14 人	15 人	16 人
参加者数	14 人	14 人	15 人	16 人
実績 (令和3年度以降は見込)	781 千円	781 千円	781 千円	781 千円

### (4) 重度身体障がい者移動支援事業

日常生活を営むうえで外出が困難な在宅の身体障がい者等について、移動支援従事者を派遣し、リフト付き乗用車による移動の支援を行います。

職員体制基準を満たし、事業を実施可能な社会福祉法人延岡市社会福祉協議会に委託して行います。

毎年度の利用者数に大きな増減はないものの、利用者が地域生活を行ううえで、必要なサービスであり、今後ともサービス提供事業所との協議・連携等に努めます。

	令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延利用時間数	489 時間	547 時間	582 時間	602 時間
実利用者数	30 人	30 人	32 人	33 人
延利用者数	157 人	171 人	182 人	188 人
実績 (令和3年度以降は見込)	978 千円	978 千円	978 千円	978 千円

○地域生活支援事業等の必要な量の見込み一覧(再掲)

		令和元年度 (2019年度) 実績	第6期目標		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援センターⅠ型事業	実利用者数	189 人	204 人	204 人	204 人
	延利用者数	9,724 人	9,289 人	9,289 人	9,289 人
	延相談件数	2,873 件	2,623 件	2,623 件	2,623 件
地域活動支援センターⅢ型事業	実利用者数	31 人	31 人	31 人	31 人
	延利用者数	4,921 人	4,977 人	4,977 人	4,977 人
成年後見制度利用事業	申立て件数	2 件	8 件	8 件	8 件
	報酬助成件数	13 件	15 件	15 件	15 件
日常生活用具給付等事業	給付件数	3,045 件	2,884 件	2,884 件	2,884 件
盲人ホーム管理事業	実利用者数	3 人	4 人	4 人	4 人
	延利用者数	340 人	400 人	400 人	400 人
障がい者等移動支援事業	延利用時間数	3,363 時間	3,336 時間	3,336 時間	3,336 時間
	実利用者数	31 人	32 人	32 人	32 人
	延利用者数	292 人	296 人	296 人	296 人
身体障がい者訪問入浴サービス事業	実利用者数	4 人	4 人	4 人	4 人
	延利用者数	438 人	576 人	576 人	576 人
日中一時支援事業	実利用者数	211 人	221 人	226 人	232 人
	延利用者数	1,164 人	1,222 人	1,251 人	1,280 人
手話奉仕員派遣事業、 要約筆記奉仕員派遣事業	延利用時間数	703 時間	723 時間	723 時間	723 時間
	実利用者数	37 人	37 人	37 人	37 人
	延利用者数	232 人	249 人	249 人	249 人
障がい者コミュニケーション手段理解促進事業	延利用時間数	— 時間	300 時間	300 時間	300 時間
	利用回数	— 回	200 回	200 回	200 回
手話奉仕員養成事業	認定者数	15 人	28 人	29 人	30 人
	参加者数	51 人	47 人	48 人	49 人
点字・声の広報発行事業	発行部数	617 件	700 件	700 件	700 件
点訳・朗読奉仕員養成研修	点訳認定者数	6 人	10 人	11 人	12 人
	参加者数	11 人	10 人	11 人	12 人
	朗読認定者数	5 人	14 人	15 人	16 人
	参加者数	14 人	14 人	15 人	16 人
重度身体障がい者移動支援事業	延利用時間数	489 時間	547 時間	582 時間	602 時間
	実利用者数	30 人	30 人	32 人	33 人
	延利用者数	157 人	171 人	182 人	188 人

## 第6章 関連施策と本市の取組

### 1. 障がい者等に対する虐待の防止

#### (1) 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

国の基本指針において、市町村は、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めることが示されています。

そのため、本市においては、相談支援事業者が継続サービス利用支援（モニタリング）により居宅・施設等を訪問し障がい者等やその家族の状況等を把握することが可能であることから、相談支援事業者に対して、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について、実地指導や集団指導により周知を図ります。

また、障害福祉サービス提供事業者が障がい者等の身体状況等を把握することが可能であることから、サービス提供事業者に対して、サービス提供の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性並びにサービス提供事業所内における虐待を未然に防ぐための体制構築等について、継続的に指導・助言を行います。

#### (2) 一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障がい者等の保護及び自立の支援を図るため、今後、一時保護のために必要な居室の確保に努めます。

併せて、虐待を受けた障がい者等の安全を確保するため、施設入所支援及び短期入所のサービスを提供する事業者と、一時保護のために必要な居室の調整を行います。

#### (3) 権利擁護の取組

平成24年10月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されて以降、障がい者の権利擁護に対する意識も高まってきており、障がい者虐待に関する周知が少しずつ進んでいます。

さらに、令和元年度に九州で初めて複数自治体によって設置された「延岡・西臼杵権利擁護センター」については、成年後見制度の利用促進や権利擁護を支援する中核機関として、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の普及啓発や関係機関との連携を進めていきます。

また、成年後見人等の受任者が不足している現状において、後見人の安定的確保の観点からも、法人後見の環境整備を併せて図ります。

今後とも共生社会の実現に向け、より一層の周知を図るとともに、成年後見制度や日常生活支援事業等を活用しながら障がい者がその人らしく生きることのできる社会の構築を推進します。

## 2. 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術活動及び文化活動は、障がいのある人にとって重要な社会活動の一つであり、障がいのある人の生きがいを創出するとともに、自立と社会参加の促進につながります。

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月 13 日に施行されました。

本市においては、令和 3 年 9 月に開催される「延 J O Y パラ・アート展」を契機に、芸術文化活動を行う障がいのある人の人材育成や活動支援を行うため、関係機関等と連携して、芸術文化活動の振興を通じた障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の普及振興について、宮崎県障害者スポーツ大会への参加や宮崎県障がい者スポーツ教室等の体験活動を通じて、障がい者の健康と体力の増進に努め、令和 9 年度に宮崎県で開催される「全国障害者スポーツ大会」に向けた機運醸成を図ります。

さらに、障がいのある市民の芸術文化スポーツ活動に対する関心を高めることで、芸術・文化・スポーツを通じて、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。

## 3. 障がいを理由とする差別の解消の推進

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

この法律では、行政機関及び事業者が事業を行うに当たり、障がい者に対する不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに、障がい者から社会の中にある障壁を取り除くための何らかの配慮を求める意思表示があった場合は、負担が重すぎない範囲で合理的な配慮を提供することが義務づけられています（行政機関は義務、民間の事業者は努力義務）。

本市においては、令和元年 10 月に「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行し、基本理念である差別の解消や人権が尊重されるまちづくりに向けた取り組みが始まりました。

障がいを理由とする差別に関する相談等について、自立支援協議会と相談事例の解決や発生防止に向けた情報の共有・協議を行いながら、差別の解消の推進に努めます。



#### 4. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針においては、令和5(2023)年度末における地域生活に移行する者の目標値について、年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、また、令和5(2023)年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。

本市においては、これまでの実績及び市内サービス提供事業所の利用状況等を勘案し、目標値を設定します。

目標達成に当たっては、入所施設や病院から地域生活への移行に向け、基幹相談支援センターを中心に、支援を行う事業者等と連携を図りながら、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等、障がい福祉サービスの適正な支給を図っていくとともに、居住の場であるグループホームの整備促進を図ります。

項目	数値
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数	224 人
令和5(2023)年度末の施設入所者数(目標値)	220 人
施設入所者の地域生活への移行者数	14 人 6 %
施設入所者の削減数	4 人 1.8 %

## 5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく生活できる社会の実現に向けて、地域における居住環境及び生活環境の一層の整備や、社会参加を促進するための支援を行うこと等が求められています。特に、長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、地域における精神保健福祉及び医療の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していく必要があります。

そのため、本市においては、地域移行支援、地域定着支援等、精神障がい者が地域に移行するために必要な支援を行う事業者等の資質向上及び育成のための研修や医療機関等との連携を行うとともに、保健、医療、福祉関係者による自立支援協議会や専門部会での協議の場の活性化や延岡保健所が設置している「延岡地域精神障がい者地域移行支援協議会」と情報共有を行いながら、精神障がい者が地域の一員として、生活するための地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

## 6. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針においては、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援を行う事業）を通じて、令和5(2023)年度中に一般就労に移行する者の目標値について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本としています。

そのため、本市においては、移行実績や市内サービス提供事業所の利用状況等を勘案し、一般就労への移行者数についての目標値を設定します。

また、当該目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数、就労移行率が3割以上の事業所数、さらに就労定着支援事業による職場定着率についても目標値を設定します。

さらに、令和2年度には、テレワークによる障がい者雇用の就労の場を創出することにより障がい者の在宅雇用の推進を図り、新たな雇用を生み出すことを目的に、有料職業紹介事業所「株式会社 カラフィス」と連携協定を締結しました。今後とも、在宅勤務を希望する障がい者について、テレワークを通じた新たな雇用機会の促進に向けた取組の推進に努めます。

### (1) 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値
令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	10 人
令和5(2023)年度の一般就労への移行者数（目標値）	13 人
	1.27 倍

### (2) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値
令和元(2019)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	27 人
令和5(2023)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（目標値）	38 人
	1.4 倍

### (3) 就労移行率が3割以上の事業所数

項目	数値
令和元(2019)年度末時点の就労移行支援事業所数	4 か所
令和元(2019)年度の就労移行率が3割以上の事業所数	0 か所
	0 割
令和5(2023)年度の就労移行率が3割以上の事業所数(目標値)	2 か所
	5 割

### (4) 就労定着支援事業による職場定着率

項目	数値
令和5(2023)年度の就労定着支援事業による職場定着率	8 割

## 7. 情報・コミュニケーションの推進

障がいのある人が地域社会で生活していくためには、それぞれの障がいの特性に応じて、情報を取得・利用しやすい環境を整備することが求められています。

本市においては、令和2年7月に施行された「延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」に基づき、手話等の勉強会や講演会等への手話通訳者等の派遣や、延岡市ホームページ等の作成にあたっては、障がいのある人や高齢者等の利用に配慮した、誰にでも分かり易い情報提供に努めていき、障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及や利用促進を図ります。

## 8. 防災・防犯対策の推進

障がいのある人やその家族が、安心して地域で生活するためには、日ごろから防災・防犯対策を行うことが大切です。また、自ら避難することが困難である要支援者の避難等を円滑に行うためにはそれぞれの特性に応じた避難支援が必要です。

本市においては、防災・防犯訓練の実施などを通じた防災・防犯知識の普及や避難行動要支援者名簿の作成を推進し、消防・警察・福祉の関係機関や地域の自主防災組織との連携を図ることで、障がいのある人が安全に暮らしていけるよう地域を中心とした支援体制づくりに努めます。

## 9. 連携体制の構築

地域において効果的な施策の展開を図るためには、障がいのある人の地域における生活の悩みに耳を傾け、寄り添うことのできる窓口において、その実態を把握し、必要な支援に応じて、施策を実施することが求められています。

本市の「なんでも総合相談センター」においては、医療・介護・福祉と子育て・教育の2つの分野を中心に各種相談にワンストップで対応し、相談者に寄り添った切れ目のない支援を行っています。

また、「なんでも総合相談センター」内には、民間団体等が無償で使えるスペースを設置し、行政と民間団体等が効果的な連携体制を構築しながら相談対応を行っています。さらに、相談内容が専門的な知識が必要な場合については、様々な分野の専門家集団であるワークライフコンサルティング（通称WOLI）と連携し、相談に応じています。

今後も、「なんでも総合相談センター」を活用し、障がいのある人の悩みを把握し、地域において安心して暮らせるよう、相談窓口と必要に応じた施策の実施に向けた連携した体制づくりに努めます。

## 10. 「親亡き後等の問題」への対応に向けた取組

障がいのある人の多くは、様々な場面で家族からの支援を受けて生活していますが、家族からの支援を受けられない状況に陥った時にどのように生活していけば良いのかという「親亡き後等の問題」が非常に切実な課題となります。

そのため、本市においては、多岐にわたる課題の詳細な把握や地域の実情に合った解決策を見出すための検討を進め、基幹相談支援センター、サービス提供事業所及びその他の関係機関と連携し、本市のもつ資源を活用した、親亡き後の生活支援への必要な支援体制の構築に向けた取組を行っていきます。

1. 障がい福祉サービス等の体系図



**障がいのある人への支援**

**関連施策と本市の取組**

- ・ 障がい者等に対する虐待の防止
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・ 情報・コミュニケーションの推進
- ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・ 防災・防犯対策の推進
- ・ 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・ 連携体制の構築
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 「親亡き後等の問題」への対応に向けた取組

## 2. 用語解説

- **基幹相談支援センター**

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止等の取組を行う。

- **自立支援協議会**

障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき、相談支援体制の整備をはじめとする障害保健福祉に関する方策を検討していくため、関係機関、関係団体等により構成された協議会。

- **障がい児療育強化事業**

心身に障がいがある児童又は発達が気になる児童やその保護者に対し、地域での在宅生活支援、早期療育、療育技術の習得を目的として、通園等により日常生活上の基本的動作や集団活動への適応訓練などを実施する事業。

- **障害福祉サービス事業所**

障害者総合支援法第 5 条に定められた障害福祉サービス事業を行う事業所。事業所指定は都道府県知事（指定都市及び中核市においては市長）が行う。

- **成年後見制度**

知的障がい者、精神障がい者等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

- **テレワーク**

ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

- **特定相談支援事業者**

障がいのある人等から相談に応じ、サービス事業者等の関係機関との連絡調整や必要な支援を提供するほか、障がいのある人等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

- **延岡市医療的ケア児等連絡会**

延岡市に居住する気管切開後のたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい者・児やその家族が、地域において必要な支援を受けることができるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための連絡会。

- 避難行動要支援者

災害対策基本法において定義され、重度の障がい者、高齢者、乳幼児等のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいう。

- ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などの生涯の各期。



### 3. 計画策定の経過

年 月 日	活 動 内 容
令和2年 9月1日	市内日中活動系サービス事業所へのアンケート調査 (障害福祉サービス等の実績及び見込みについての調査)
10月30日	市内相談支援事業所へのアンケート調査 (障害福祉サービス等の実績及び見込みについての調査)
11月4日	市内児童通所事業所へのアンケート調査 (障害福祉サービス等の実績及び見込みについての調査)
11月18日	第1回延岡市障がい者プラン懇話会 (計画案に対する質疑及び協議)
令和3年 1月18日	意見募集(パブリックコメント)の実施(2月5日まで)
2月16日	第2回延岡市障がい者プラン懇話会 (計画案に対する最終確認)
3月	第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定

## 4. 延岡市障がい者プラン懇話会規則

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定する延岡市障がい者プラン及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき策定する延岡市障がい福祉計画に広く意見を反映させるため、延岡市障がい者プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関して識見を有する者
- (2) 関係行政機関に所属する者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から5年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月14日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 5. 延岡市障がい者プラン懇話会委員名簿

団体・所属機関等	職 名	氏 名
一般社団法人延岡市医師会	会 長	佐 藤 信 博 令和2年11月から
九州保健福祉大学	社会福祉学部 講 師	黒 須 依 子
延岡公共職業安定所	所 長	幸 一 成
宮崎県北部福祉こどもセンター	こども福祉課長	大 坪 克 弘
宮 崎 県 延 岡 保 健 所	次 長（技術）	工 藤 裕 子
宮崎県立延岡しろやま支援学校	校 長	橋 本 昭 彦
社会福祉法人延岡市社会福祉協議会	福祉サービス課長	○ 野 上 順 子
延岡市民生委員児童委員協議会	障がい者福祉部 会 長	中 川 高 夫
のべおか障害者就業・生活支援センター	セ ン タ ー 長	塩 見 享 之 令和2年11月から
延 岡 市 自 立 支 援 協 議 会	会 長	◎ 甲 斐 由 美 子
延岡市障害者団体連絡協議会	監 事	本 村 隆 房
特定非営利活動法人 延岡市ボランティア協会	副会長兼事務局長	山 内 文 代
難 病 支 援 者		俵 純 子
ピアサポートさくらの会	代 表	坂 元 三 澄
宮崎LD・発達障がい親の会「フレンド」	会 長	猪 股 重 子
旭化成アビリティィ	総務課係長	田 口 知 枝

( ◎会長 ○副会長 )

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

延岡市 健康福祉部 障がい福祉課

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

TEL 0982-22-7059 FAX 0982-21-0203

E-mail [syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp)